

平成 26 年 8 月 4 日

金融庁総務企画局市場課 御中

ISDA 東京事務所

「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する
内閣府令（案）」に対する意見の提出について

先般、貴庁から公表された「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」（平成 26 年 7 月 3 日公表）に関して、確認事項及び要望事項を別紙の通りまとめましたので提出いたします。

ご高覧いただき、何卒宜しくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

以上

取引情報の保存・報告／清算集中義務にかかる「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するコメント

平成 26 年 8 月 4 日

ISDA 東京事務所

項番	該当条文	意見・質問	理由等
1	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令 第 2 条の 2	<ul style="list-style-type: none"> • 「信託財産の名称」とはどういうものを想定しているか。 • 信託財産については、(特に投資信託以外の場合は)正式名称を有しておらず、カウンターパーティーと ISDA を締結する際には、一般的には受託銀行が採番した「ファンド番号」で特定することが多い。 • よって、当該項目の代わりに、『原則として実務上特定しやすい項目』として頂きたい。(例: LEI、受託銀行名 (BIC) + ファンド番号) 	<ul style="list-style-type: none"> • 信託財産については受託銀行で独自に採番したファンド番号で管理しているものと思われる。通常、受託銀行からカウンターパーティーに当該ファンド番号が通知されている。 • 従って、原則として左記の整理とすることで、カウンターパーティーとしても対象となる信託財産を容易に特定・管理することができ、市場参加者全体での事務負担やオペレーションリスクも限定されると思われる。